

附属機関の整理

(地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の整理)

～ 北海道A町の取組みの紹介 ～

(抜粋)

令和2年3月

全国町村会 総務部 法務支援室

※ 本資料は、附属機関の整理（地方公務員法第3条第3項第2号の特別職）を実施した北海道A町（以下「A町」といいます。）の取組みを紹介するものです。附属機関の整理に関しては様々なものが考えられますが、町村の事務の効率化と、議会の関与を通じて附属機関の設置に民主的な統制を及ぼすという地方自治法の趣旨を両立させる取組みとして、町村の参考になると考えられます。

本資料の作成にあたり、実際のA町の取組みの一部を省略し、又は独自に改変した部分があります。そのため、本資料には、実際の取組みと異なる部分も含まれています。また、文中意見にわたる部分は法務支援室の私見となります。

〔附属機関の設置根拠及び委員の身分等の一覧〕

種別	設置根拠	構成員の身分	給与等	公務災害補償
「附属機関」の委員又は委員会	法律・条例 (自治法138条の4第3項)	第2号特別職	報酬を支給	あり (地公災法69条に基づく条例による補償)
「附属機関」に該当しない委員又は委員会	要綱も可	私人	報償費(謝礼金)を支給	なし

3 過去の裁判例において要綱設置が違法とされた例

以下のように、平成 23 年以降、要綱設置の附属機関を巡って定期的に住民訴訟が提起され、その委員に対する「報酬」、「報償費」又は「謝礼金」の支給を違法とする判決が出ています。

現時点では町村が当事者となった事件は見当たりませんが、各種委員の任用根拠を不明確にしたまま運用を続けることは、住民訴訟のリスクを今後も抱え続けることとなります。

・ 横浜地裁平成 23 年 3 月 23 日判決

平塚市における一般廃棄物処理施設を運営する民間事業者を選定するための「(仮称) 次期環境事業センター整備・運営事業者選定委員会」

・ 大阪高裁平成 25 年 11 月 7 日判決 (第一審: 奈良地裁平成 25 年 6 月 25 日判決)

生駒市自治基本条例の運用状況等を市民の立場から見守るために要綱で設置された「市民自治推進会議」

・ 大阪高裁平成 27 年 6 月 25 日判決 (第一審: 大阪地裁平成 26 年 9 月 3 日判決)

①高槻市事業公開評価会、②高槻市バス営業所売上不明事案特別調査員、③高槻市特別顧問、④高槻市交通部に関する特別改革検討員、⑤高槻市行財政改革懇話会、⑥高槻市指定管理者選定委員会、⑦高槻市地域情報化推進市民会議、⑧高槻市入札等監視委員会、⑨高槻市老人ホーム入所判定委員会、⑩高槻市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、⑪高槻市障がい者福祉センター運営協議会、⑫健康たかつき 21 推進会議、⑬高槻市予防接種運営委員会、⑭高槻市予防接種健康被害調査委員会、⑮高槻市地球温暖化対策実行計画協議会、⑯高槻市砕石等公害

防止対策協議会、⑰高槻市障害児就学指導委員会

・ **大阪地裁平成 29 年 1 月 13 日判決**

違法行為等の実態を解明し、B 市政の健全化を図ることを目的として要綱で設置された第三者調査チーム

・ **甲府地裁平成 31 年 1 月 29 日判決**

市が出資した会社が破産したことの原因究明を目的に要綱で設置された「A 市 6 次化拠点整備事業検証委員会」

4 要綱設置の附属機関が増えていった原因

(1) 法の要請に反し、要綱設置の附属機関が全国的に増えていった背景として、次の 2 点が挙げられます。

① 地方公共団体に求められる事項の複雑高度化

地方公共団体に求められる事項が多岐にわたり、かつ複雑高度化するにつれ、外部有識者の意見を取り入れるため、第三者委員会を設置する必要性が増大

⇒ 設置や運営に係る事務の煩雑化

⇒ 簡素化のために要綱設置（悪循環）

② 「附属機関」該当性の基準が不明確

最高裁の判例は存在しません。下級審裁判例も見解が割れています。

行政解釈（昭和 30.3.18 自丁行発第 47 号など）は、職員以外の外部者が構成員として参加する場合は附属機関に該当するとしています。基準としては単純明瞭ですが、この基準に従って運用している自治体は少ないのではないのでしょうか。

学説は、行政解釈と同様のものから、組織としてのまとめや結論を出さないものは附属機関に該当しないとすもの、附属機関を住民の権利義務に影響する権限行使の前提となる審査等を行う機関に限定するもの、設置期間が 2、3 年以上にわたるものに限定するものなど、多岐に分かれています。